

農園)については、今のところ「空き家を利用した市民農園」を考えています。このほか、農機具バンク事業(必要な人に農機具を貸す事業)については、現在詳細を検討しているところです。

なお、来客者の対応については、支援センターは赤羽根支所にあります。その場でわからないことがあれば内線電話を利用したりするなど、なるべく移動させないようにしています。

4 農業委員の報酬

農業委員会からの要望

現在、農業委員は毎月の総会の



市長との意見交換会の様子

ほか、3つの委員会の開催、農家などからの相談、調査などを行っています。また、農地法の取り扱い件数、1委員あたりの担当地域面積なども、三河地区においては上位にあります。しかし、報酬は下位にあるため、三河地区の状況を踏まえた報酬の適正額への改定について要望しました。

田原市の意見

現在の報酬額(会長2万8000円、委員2万2000円/月額)になったのは平成16年度からですが、額の見直しについては「随時」というかたちで行っています。報酬の支払い形態などを他市とよく比較し、平成20年度には報酬審議会を開催したいと思っています。

農地の貸し借りに対する補助基準の変更

4月から、農地を貸す方および農地を借りる農業者に対する補助金の基準が、次のようになります。

農地を貸す場合

対象 認定農業者に農地を貸す方
要件 6年以上の賃貸借であること
補助金の交付額 農地 2万円、採草放牧地 4000円(貸し付け農地

10アール当たり)

農地を借りる場合

対象 認定農業者
要件

6年以上の賃貸借であること
新規設定(過去に貸借が設定されなかったが)の農地であること
経営農用地面積が2ヘクタール以上(農業生産法人は2ヘクタールに常時従事者数を乗じた面積以上)となること
補助金の交付額 5000円
(経営農用地面積以上となった借り受け農地10アール当たり)

家族経営協定調印式を開催

平成20年2月27日(水)、サンテパルクたはらで「家族経営協定調印式」が行われ、今年度新たに41世帯が協定を締結しました。

この協定は、締結することにより家族で話す機会を増やし、農業経営の改善などにつながるものです。ぜひ締結することをお勧めします。

農地の土砂流出防止に努めましょう

田原市では、農地の土砂流出の処

理のために、市と土地改良区合わせて毎年1000万円以上の経費が使われています。

流出した土砂は、道路の通行や排水路の排水などに支障をきたし、大きな事故や災害を招くこともあります。それを防ぐためには、土砂の流出を未然に防ぐことが必要です。

農地の土砂流出は、排水路が無い、のり面が急こう配であるなど、地域で対策を考えなければ解消できないこともあります。農地の耕作者個人でも、除草剤の使用を抑えてのり面の草を残したり、のり面に保護植物を植えたりするなどの対策を講じることができず、自分の農地は自分で管理するという意識を持ち、大切な農地の保全に努めましょう。

今年も農業委員会委員の選挙の年です

今年も、第20回農業委員統一選挙の年です。田原市でも20人が選挙で選ばれます。農業者の声を受け止め、行動する委員を選びましょう。

なお、委員の任期は、7月27日までです。

